釧根三支部　中小企業振興基本条例制定へ向けた取り組み

北海道中小企業家同友会釧根事務所



Q＆A　なぜ中小企業振興基本条例が必要なのでしょうか？

北海道中小企業家同友会釧路支部

Q１：中小企業振興基本条例とはなんですか？

A：　日本の企業の９９%、従業員の７０%は中小企業で働いており、日本の経済・雇用の担い手である中小企業が緩やかに窒息すると、日本の地方が喪失していくことになります。そのようにならないために、国家の責任おいて中小企業振興策を推進すると宣言するものが中小企業憲章であり、地方自治体の責任において宣言するのが中小企業振興基本条例です。

Q２：国の中小企業政策が１９９９年に変わったと聞きましたが本当ですか？

A：１９６３年基本法では国の施策に準じて地方公共団体が中小企業政策を講じなければならないと記されていたのに対し、１９９９年の改正基本法では地方自治体レベルでの中小企業政策を重視することが定められました。

Q３：同友会が進めている中小企業振興基本条例の要点を教えてください。

A：経済・雇用によって日本の経済を支えているは中小企業であり、中小企業振興策を優先させることを、国家及び自治体等に宣言させることを目的としています。

Q４：条例ができると地域経済はどのように好転しますか？

A：大企業誘致等では地元における真の経済振興に結びつきません。地元の中小企業振興策の充実が求められています。この施策を自治体の首長の責任において実施するという宣言がなされることによって、中小企業振興策は劇的な変化を遂げるでしょう。

Q５：同友会は条例制定後に、産業振興会議の設立も提唱していますがなぜですか

A：中小企業振興策の進捗状況、意見交換、新産業創設の話し合いを定期的に行うことが、産学官、そして市民を巻き込んで循環する地域経済を創出する大切な場になると考えるからです。

Q６：　釧路市の旧条例と新条例の違いはどこですか？

A：旧条例が産業振興のための融資制度、助成制度について定めた条例であるのに対して新条例は前文や目的の中に中小企業が地域を支え、地域に支えられている存在であり中小企業の振興が地域経済の振興と市民生活全体に関わるものであることを具体的に謳います。また、中小企業振興を図るための市長の責務、中小企業者の努力、大企業者の努力、市民の協力と理解と協力について明文化しています。

Q７：　具体的な中小企業政策として同友会は何を望んでいますか？

A：中小企業の人材育成と雇用の安定を図り、地域に根ざした中小企業のものづくりの振興と新事業分野への支援等を通じて、市民が安心して働ける環境の整備が必要と考えます。また、中小企業者等の経営の安定、事業転換の円滑化等を図り、中小企業者の社会的環境の変化に対する適応の円滑化が促進されることが重要と考えます。

釧路市長

伊東　良孝　　様

要望書

２００８年7月２５日

北海道中小企業家同友会釧路支部

支部長　亀岡　孝

「釧路市中小企業振興基本条例」制定への要望

２００８年7月２５日
北海道中小企業家同友会釧路支部
支部長　亀岡孝

＜北海道中小企業家同友会の概要＞

・ 創立：１９６９年１１月
・ 代表理事：三神純一（(株）エミヤ 代表取締役会長）
　　守　和彦（(株）ダテハキ 代表取締役）
　　本郷利武（(株）ユタカ商会　代表取締役）
・ 会員数：約５０５０社（１２支部）
・ 支部：札幌、しりべし・小樽、南空知、帯広、釧路、根室、南しれとこ
　　オホーツク、旭川、苫小牧、西胆振、函館
・ 中小企業家同友会は、経営者の自助努力による経営の安定・発展と、中小企業を取り巻く経営環境を改善することに努め、４７都道府県にある中小企業家同友会で中小企業家同友会全国協議会（略称・中同協　会員数・約４万社）を結成している。釧路支部には４６５社が加盟している。

１、提案趣旨～中小企業と釧路を元気にする新しい協働を求めて～

北海道企業の９９%以上を占め、北海道経済と雇用の主要な担い手である中小企業は、公共事業の減少、個人消費の低迷、原油や原材料高騰などにより業況が悪化し、事業所数も減少しています。しかし、全国でも最悪といわれる厳しい経営環境の中でも、中小企業は経営指針の確立や人材育成などで難局を突破し、地域資源の見直しと活用により地域経済の活性化をはかる努力を続けています。それらの努力を全面的に支援する体制づくりが早急に望まれます。

北海道同友会は、中小企業と地域を元気にする新しい協働を求めて、「中小企業振興基本条例」の見直し、制定に取り組んで参りました。帯広市は２００７年４月に、札幌市は２００７年１２月に「中小企業振興基本条例」を制定しました。

さらに、都道府県レベルでも、埼玉県や福島県では、中小企業の振興に関する様々な施策推進の最上位規範としての性格を持つ「中小企業振興基本条例」を制定しています。

現在、釧路市の特性を活かし、中小企業の総合的な発展をはかる上で条例の制定が強く望まれます。中小企業が厳しい経営環境を克服し、新しい企業が多数生まれ、地域経済の活性化と雇用を増やすために、「釧路市中小企業振興基本条例」の制定を提案するものです。

１９９９年に大幅改正された中小企業基本法は、第３条（基本理念）で「中小企業については、（中略）新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場におけ

る競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、（中略）その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。」と謳い、第６条で「地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」としています。私たちの提案は、中小企業基本法の精神にも合致するものだと考えています。

２、「釧路市中小企業振興基本条例」に盛り込んでほしいこと

この「基本条例」は、中小企業の振興に関する様々な施策推進の最高規範と位置づけられ、以下のことが盛り込まれることが大切だと考えております。

（１）前文や目的の中に、中小企業が地域を支え地域に支えられている存在であることを明記し、中小企業の振興は地域経済の発展と市民生活全体に関わるものであることを具体的に謳う
（２）中小企業が地域で果たしている役割にふさわしく発展できるための基本方針と基本施策を明確にする。その場合、中小企業の振興は、中小企業の創意工夫と自主的な努力を尊重し、国や道、他の機関の協力を得ながら推進することを明文化する。
（３）地域経済と中小企業の振興をはかるための市長の責務、中小企業者の努力、大企業者の努力、市民の理解と協力を明文化する。
（４）市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、地元中小企業者の受注の機会の増大に務めることを明文化する。
（５）中小企業は自らの努力で、経営基盤を強化し、経営環境の変化に適応する努力を明文化する。
（６）大企業者には地域社会を構成する一員としての自覚を促し、市が実施する中小企業振興策に協力し、地域経済を発展させるために寄与することを明文化する。
（７）市は、学校教育における生徒の職業観の醸成をはかるために、職業体験などの教育計画を盛込むことを明文化する。

３，中小企業振興策の策定と推進を実際に担う「産業振興会議」（仮称）を設置する

中小企業振興にとって大切なことは、現場の知恵と力を結集することです。国、北海道、市に対する提言・要望が陸続と出てきて、学識経験者、中小企業者、大企業者、市民、行政関係者との協働がいかんなく発揮され、実践に移されることが望まれます。そのための要となる「釧路市産業振興会議」（仮称）の設置が必要だと考えます。

以上の提案は同友会や商工会議所ばかりではなく、釧路市、学識経験者、他の経済諸団体などが連携して知恵を出し合い、検討していく課題だとも考えております。
以上提案いたしますので、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

＜参考資料①＞

帯広市中小企業振興基本条例

帯広・十勝は、民間開拓団の入植以来、先人たちの弛まぬ努力によって、農業及び関連する幅広い産業が発展を遂げてきました。
今日でも、農業を基盤として、食品加工や農業機械など関連産業が発達しているほか、消費・サービス、運輸・流通など幅広い産業が展開しており、帯広市は、広く十勝の産業と関連性を深めながら、十勝の産業や生活を支える中心都市として発展してきています。
本市産業を支える中小企業は、地域資源が持つ価値を限りなく発揮させ、雇用を確保・拡大し、市民所得の向上をもたらすなど、帯広・十勝の地域経済の振興・活性化を図る極めて重要な担い手であります。
地域産業の発展に重要な地位を占める中小企業の振興が、帯広・十勝の発展に欠かせないものであることの理解を地域で共有し、関係者の協働で地域経済の振興を図ることにより、もって地域の発展に資するためこの条例を制定します。

（目的）
第 1 条　この条例は、地域産業の発展に果たす中小企業の役割の重要性にかんがみ、帯広市の中小企業振興に関して基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もって産業及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）
第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。
(1) 中小企業者　中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に定めるものをいう。
(2) 中小企業者等　中小企業者、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興連合会その他市長が適当と認めた中小企業団体をいう。

（中小企業振興の基本的方向）
第 3 条　この条例の目的を達成するため、市及び中小企業者等が協働して中小企業の振興を図る基本的方向は、次のとおりとする。
(1) 帯広・十勝の地域資源を活用する起業・創業及び新技術・新事業開発の支援
(2) 技術・技能の向上をはじめとする人材の育成及び担い手づくりの促進
(3) 経営基盤の強化
(4) 産業基盤の整備
(5) 中小企業者の組織化の促進及び中小企業団体の育成

（市長の責務）
第 4 条　市長は、前条の規定に基づき、地域の中小企業関係団体と密接に連携し、中小企業振興のための指針を定めるものとする。
２　市長は、国、北海道その他の公的団体等と連携し、融資のあっせん、助成金の交付その他中小企業者等に対する支援等必要な施策を講じなければならない。

（中小企業者の役割と努力）
第 5 条　中小企業者は、自助の精神にのっとり経営基盤の改善・強化、従業員の福利向上に努めるとともに、地域環境との調和及び消費生活の安定・安全確保に十分に配慮し、地域経済の振興発展に貢献するものとする。
２　中小企業者は、それぞれの地域及び業種等を中心に組織化を図るとともに、中小企業者等による共同事業の実施、商店街組織への加入等相互に協力するよう努めるものとする。

（市民の理解と協力）
第 6 条　市民は、帯広・十勝の中小企業が地域経済の振興・発展及び市民生活の向上に果たす重要な役割を理解し、地域中小企業の育成・発展に協力するよう努めるものとする。

（委任規定）
第 7 条　この条例の施行について必要な事項は、別に定める。
附　則

（施行期日）
１　この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
（帯広市中小企業等振興条例の廃止）
２　帯広市中小企業等振興条例（昭和 54 年条例第 26 号）は、廃止する。

＜参考資料②＞

札幌市中小企業振興条例

平成１９年１２月１３日
条例第５３号

札幌市中小企業等振興条例（昭和５０年条例第２８号）の全部改正（平成１９年１２月条例
第５３号）

＜目 次＞

前文
第１章総則（第１条－第７条）
第２章中小企業の振興に関する基本的施策（第８条－第１１条）
第３章札幌市中小企業振興審議会（第１２条－第１９条）
第４章雑則（第２０条）
附則

前文

札幌は、事業所のほとんどを中小企業が占めるまちであり、中小企業が経済の基盤をなしている。中小企業は、経済活動の全般にわたって重要な役割を果たしているだけでなく、その振興により、働く人の収入が増え、消費が活発化し、雇用が創出される。さらに、市の税収が増加して福祉や教育などの市民サービスが向上し、まちづくりが発展するなどの好循環が生み出される。このようなことから、中小企業の振興は、単に中小企業だけにとどまるものではなく、札幌の産業、経済と市民生活全体にかかわる課題といえる。

しかしながら、経済のグローバル化による企業間競争の激化、少子高齢化の進行や人口減少時代の到来など、中小企業を取り巻く環境は大きく変化してきており、これまで地域社会を支えてきた中小企業の活力の低下も懸念されている。

中小企業が成長発展していくためには、中小企業者自らがその経営の向上のために努力を払うとともに、地域社会における責任を果たし、市民や社会から信頼されることが必要である。そして、中小企業の振興が札幌の発展に欠かせないものであるという認識を、企業はもちろんのこと、まちづくりの担い手である市民や行政も共有することが何より大切である。

そこで、中小企業を振興するうえでの企業、行政及び市民の役割や関係を明らかにし、中小企業をより元気にすることで、札幌をより豊かで住みやすいまちとするため、ここに、この条例を制定する。

第１章総則

（目的）

第１条　この条例は、本市の中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市の責務、中小企業者 等の努めるべき事項などを明らかにするとともに、市の施策の基本となる

事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）を総合的に推進し、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号。以下「基本法」という。）第２条第１項に定めるものをいう。

(2) 協同組合等中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）第３条第１項各号に掲げる中小企業団体、商店街振興組合法（昭和３７年法律第１４１号）第２条第１項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和３２年法律第１６４号）第３条に規定する生活衛生同業組合その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体をいう。

(3) 中小企業者等中小企業者及び協同組合等をいう。

(4) 大企業者中小企業者以外の会社及び個人であって事業を営むものをいう。

（基本理念）

第３条　中小企業の振興は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(1) 中小企業者等の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重すること。

(2) 本市の産業構造の特性に配慮すること。

(3) 経済活動における国際化の進展その他の経済的社会的環境の変化に的確に対応すること。

（市の責務）

第４条　市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業振興施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。この場合において、市は、中小企業者等の実態を的確に把握するとともに、中小企業者等の意見を適切に反映するよう努めなければならない。

２　市は、中小企業振興施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、関係地方公共団体、支援機関（中小企業支援法(昭和３８年法律第１４７号)第７条第１項に規定する指定法人等をいう。）、経済団体、大学等の研究機関その他の関係機関と連携を図るよう努めなければならない。

（中小企業者等の努力等）

第５条　中小企業者等は、経営の革新（基本法第２条第２項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）、経営基盤の強化及び経済的社会的環境の変化への適応のために、自主的に取り組むよう努めなければならない。

２　中小企業者等は、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

３　中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

（大企業者の役割）

第６条　大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者等との連携・協力に努めるものとする。

２　大企業者は、中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の理解と協力）
第７条　市民は、中小企業の振興が市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

第２章中小企業の振興に関する基本的施策

（施策の基本方針）
第８条　中小企業振興施策の策定及び実施は、第３条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として行うものとする。
(1) 中小企業者等の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動（基本法第２条第３項に規定する創造的な事業活動をいう。）の促進を図ること。
(2) 中小企業者等の事業活動に必要な人材の育成及び確保並びに資金供給の円滑化を図ることにより、中小企業者等の経営基盤の強化を促進すること。
(3) 中小企業者等の経営の安定、事業転換の円滑化等を図ることにより、中小企業者等の経済的社会的環境の変化に対する適応の円滑化を促進すること。

（財政上の措置）
第９条　市は、中小企業振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
２　市は、予算の範囲内において、中小企業者等に対する適切な支援を行うものとする。

（市からの受注機会の増大）
第１０条　市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の受注の機会の増大に努めるものとする。

（連携・協力の促進等）
第１１条　市は、中小企業者等相互及び中小企業者等と大企業者の連携・協力の促進に努めるものとする。
２　市は、中小企業の振興に関する市民の理解を深めるとともに、市民の協力を促すため、広報、啓発等の必要な措置を講ずるものとする。

第３章札幌市中小企業振興審議会

（設置）
第１２条　市長の附属機関として、札幌市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）
第１３条　審議会は、次に掲げる事務を行う。
(1) 市長の諮問に応じ、中小企業振興施策について調査審議し、及び意見を述べること。
(2) その他中小企業の振興に関する事項について調査審議し、及び意見を述べること。

（組織）
第１４条　審議会は、委員２０名以内をもって組織する。
２　委員は、学識経験者、中小企業者、消費者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

（委員の任期）
第１５条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）
第１６条　審議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によってこれを定める。
２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
４　会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）
第１７条　審議会の会議は、必要の都度会長が招集し、会長がその議長となる。
２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）
第１８条　審議会の庶務は、経済局において行う。

（運営事項）
第１９条　第１３条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第４章雑則

（委任）
第２０条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

（施行期日）
１　この条例は、平成２０年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この条例の施行前に改正前の札幌市中小企業等振興条例に定める助成の申請及び決定があったもの並びに助成を行ったものについては、なお従前の例による。
３　この条例の施行の際現に札幌市中小企業等振興審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日において、改正後の第１４条第２項の規定により札幌市中小企業振興審議会の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、改正後の第１５条第１項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
（札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）
４　札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第２８号）の一部を次のように改正する。
別表その他の附属機関の委員の項中「中小企業等振興審議会委員」を「中小企業振興審議会委員」に改める。

釧路市中小企業基本条例

（前文）

釧路市は、雄大な湿原、神秘の湖、深奥な森林を抱えた日本有数の自然の中にありながら、古くから「くすり場所」として交易の拠点となり、経済的にも重要な位置にあった。

かつて幕末の探検家松浦武四郎はくすり場所を訪れたとき、「東蝦夷地第一の都会たるべし」と将来の経済的な発展を予見した。以来１００年有余の間に、武四郎の言葉どおり、釧路市は幾多の先人たちが重ねた労苦を礎として、都市規模を拡大し様々な産業を根付かせ、まちに灯（あか）りをともしてきた。

釧路市は、事業所のほとんどを中小企業が占めるまちであり、中小企業は雇用の主たる受け皿であるばかりでなく、その迅速な経営判断と行動力をもって域内に財を循環させる働き手として、すぐれた素材と技術をもって優位性のあるサービスを生み出すことで域外から貨幣を運んでくる稼ぎ手として、地元の人材を育成し、様々な団体と連携して地元を育てるまちづくりの担い手をして、地域情報の送り手として、地域経済活性化の中核的な役割を担っている。

一方、市民は、消費者として直接間接に中小企業の顧客となり経済循環の一翼を担っており、中小企業と互恵関係にある経済主体であるととらえることができる。

そこで、域内経済の状況に等しく影響を受ける企業と市民と行政が、地元への愛着と郷土への誇りを胸に、地域経済活性化の核である中小企業の振興のための役割を分担しつつ様々に連携し、その結果として財とサービスを生み、域内に循環させるとともに域外からの財を獲得し、高齢者が安心して暮らせ、若者が挑戦する機会に満ちたまちとなるよう、釧路市がひとつとなって、先人が築いた礎に我々と我々の子孫の努力をさらに重ねながら釧路市を幾世代にもわたって引き継ぎ、発展させるべく、基本的な理念と方向性を示すため、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、本市の中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、市、中小企業者等、大企業者及び市民の役割を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）中小企業者　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項各号に定めるものでその事務所を市内に有するものをいう。

（２）協同組合等　中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）第３条第１項各号に掲げる中小企業団体、商店街振興組合法（昭和３７年法律第１４１号）第２条第１項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和３２年法律第１６４号）第３条に規定する生活衛生同業組合その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体で、その主たる事

務所を釧路市内に有するものをいう。
（３）中小企業者等　中小企業者及び協同組合等をいう・
（４）大企業者　中小企業者以外の会社及び個人であって事業を営むものをいう。
（５）市民活動団体　特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第１項に規定する特定非営利活動を行うことを主たる目的とした団体で、その主たる事務所が市内にあるものをいう。
（６）域内　本市を中心として経済変動の影響を共有する経済圏の区域をいう。
（７）域外　域内以外の区域をいう。

（基本理念）
第３条　中小企業の振興は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。
（１）財の域内における循環と域外からの獲得は、地域経済活性化のために不可欠な車の両輪であり、それらの経済活動を進めるために中核としての役割を果たすのは中小企業であること。
（２）中小企業者等の自主的な努力の結果である経営の革新、創業、経営基盤の強化及び様々な環境への適応は、雇用の確保をもたらすことから、地域全体で中小企業を支えることが重要であり、市、中小企業者等、大企業者及び市民は等しく地域経済活性化の役割を担うべき主体であること。

（市の役割）
第４条　市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国や北海道、市民や市民活動団体、中小企業者等その他の様々な主体と連携し、中小企業の振興に関する自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する役割を担うものとする。
２　市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、
中小企業者等の受注機会の増大に努めるものとする。

（中小企業者等の役割）
第５条　中小企業者等は、事業活動を行うに当たっては、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営及び取引条件の向上を図るよう努めるものとする。
２　中小企業者等は、事業活動を行うに当たっては、域内における連携を重視するよう努めるものとする。
３　中小企業者等は、基本理念に基づく市の施策に協力するよう努めるものとする。
４　中小企業者等は、域内において生産され、製造され、又は加工される産品を取り扱い、及び域内で提供される商業サービスを利用するよう努めるものとする。

（大企業者の役割）
第６条　大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会

的責任を自覚するとともに、中小企業者等との連携・協力に努めるものとする。

２　大企業者は、中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、基本理念に基づく市の施策に協力するよう努めるものとする。

３　大企業者は、域内において生産され、製造され、又は加工される産品を取り扱い、及び域内で提供される商業サービスを利用するよう努めるものとする。

（市民の役割）

第７条　市民は、中小企業の振興が地域経済の振興並びに市民生活の維持及び向上に重要な影響をもたらすこと並びに多様な分野における地元の産品や商業サービスの地元消費が地域経済、地域環境及び地域教育などに裾野の広い波及効果を持つことを理解するよう努めるものとする。

２　市民は、消費者として、域内において生産され、製造され、又は加工される産品及び域内で提

供される商業サービスを利用するよう努めるものとする。

３　市民は、中小企業を育てる視点に立って、中小企業の経営や社会貢献に関心を持つよう努めるものとする。

（基本的施策）

第８条　市が行うべき中小企業に関する基本的施策は、次のとおりとする。

（１）第５条の役割を担う中小企業者等の支援を図ること。

（２）中小企業者等に対する融資等の支援制度を整備すること。

（３）基本理念の啓発を図ること。

（４）その他基本理念の実現に資する措置を講ずること。

（地域経済円卓会議）

第９条　市は、中小企業者等、学識経験者、消費者、市民活動団体その他の多様な構成員により、基本理念の達成に資する研究を行うため、地域経済円卓会議を設置する。

２　地域経済円卓会議において立案される実効性ある施策に対し、前項の構成員及び各経済主体は協働してその実現に向けて取り組むものとする。

（委任）

第１０条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

（施行期日）

１　この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

（検討）

２　市長は、この条例の施行後３年を経過した場合において、中小企業をめぐる情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別海町長

水沼　　猛　　様

提　言　書

２００９年1月２２日

別　　海　　町　　商　　工　　会

会　　長　　橋　本　淳　一

北海道中小企業家同友会南しれとこ支部

別海地区会　会長　寺　井　範　男

「別海町中小企業振興基本条例」の提言書

２００９年1月２２日

別海町商工会　会　長　　橋　本　淳　一

北海道中小企業家同友会南しれとこ支部
別海地区会　会　長　　寺　井　範　男

北海道企業の９９％以上を占め北海道経済と雇用の主要な担い手である中小企業は、公共事業の減少、個人消費の低迷などにより業況が悪化し、事業所数も減少しています。

しかし、全国でも最悪といわれる厳しい経営環境の中でも、中小企業は経営指針の確立や人材育成などで難局を突破し、地域資源の見直しと活用により地域経済の活性化をはかる努力を続けています。

１９９９年に大幅改正された中小企業基本法は、第３条（基本理念）で「中小企業については、（中略）新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、（中略）その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。」と謳い、第６条で「地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」としています。

平成２０年７月１６日、別海町商工会と北海道中小企業家同友会南しれとこ支部別海地区会の合同で「中小企業振興基本条例」の制定に向けた提案書を提出させていただきましたが、この度、その条例案につきまして提言申し上げます。

別海町中小企業振興基本条例

前文

本町は、明治 12 年に開庁以来、幾星霜の流れを経て、日本一の食料生産基地としてゆるぎない地歩を固めてきた。

その成長と発展の多くは、先人たちのたゆまざる努力と、不撓不屈の精神によって築き上げられたものであり、その中心的な存在として中小企業が生産、流通、消費など経済活動の全般にわたって重要な役割を果たしてきた。

しかし、近年、経済のグローバル化、少子高齢化の急速な進展、人口減少社会の到来など社会構造が大きく変化するなか、中小企業は極めて厳しい経営環境にある。

そのため、これまで経済活動の全般にわたって重要な役割を果たし、雇用の確保・拡大、所得の向上、消費生活の安定・安全など町民生活の向上に寄与してきた中小企業の活力低下が懸念される。

活力あふれ、希望に満ちた別海町を築くためには中小企業の自助努力はもちろん、町、事業者、経済団体、そしてすべての町民が中小企業の振興について、理解と共感に基づくパートナーシップのもとに推進することが重要である。

ここに、中小企業の振興を町の重要な課題と位置づけ、行政、企業、町民等の役割を明らかにし、もって地域の活性化に資するためこの条例を制定する。

(目的)

第１条　この条例は、本町における地域産業の発展に果たす中小企業の重要性にかんがみ、中小企業の振興に関して基本となる事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もって地域経済の発展及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　中小企業者　中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項に定めるところによる。

(２)　中小企業者等　中小企業者、事業協同組合、企業組合、その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体をいう。

(３)　大企業者　中小企業者以外の会社及び個人であって事業を営むものをいう。

(基本方針)

第３条　中小企業の振興は、町が中小企業の自主的な努力と創意工夫を尊重し、その特性に応じた総合的な施策を町民、企業及び関係する団体と町が連携のもとに一体となって推進することを基本とする。

(基本的施策)

第４条　町は、第１条の目的を達成するため、前条の基本方針に基づき、次に掲げる施策を行うものとする。

(１)　中小企業の経営基盤の強化を助長し、経営の向上及び改善、資金供給の円滑化を図

ること。

（２）　中小企業の経営の革新及び創業の促進を図ること。

（３）　中小企業の人材の確保及び育成を図ること。

（４）　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

(町長の責務)

第５条　町長は、前条の規定に基づき、地域の中小企業関係団体及び町民等の理解、協力を得ながら中小企業振興のための指針を定めるものとする。

２　町長は、国、北海道その他の公的団体等と連携し、中小企業者等に対する支援など必要な施策を講じなければならない。

(町からの受注機会の増大)

第６条　町は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の受注機会の増大に努めるものとする。

(児童・生徒の勤労観等の醸成)

第７条　町は、学校教育における勤労観及び職業観の醸成が中小企業の人材の確保及び育成に資することにかんがみ、児童・生徒に対する職業に関する体験の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　中小企業者等は、児童・生徒に対する職業に関する体験の機会の提供に協力するよう努めるものとする。

(中小企業者等の努力)

第８条　中小企業者等は、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的に経営の向上及び改善に努めなければならない。

２　中小企業者等は、町が実施する中小企業振興策に協力するよう努めるものとする。

３　中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(中小企業に関する団体の役割)

第９条　中小企業に関する団体は、中小企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が行う中小企業振興策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第１０条　大企業者は、地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚するとともに、中小企業者等との連携・協力に努めるものとする。

２　大企業者は、中小企業の振興が本町経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、町が実施する中小企業振興策に協力するよう努めるものとする。

(町民の理解と協力)

第１１条　町民は、中小企業の振興が町民生活と地域社会の安定に果たす役割を理解し、中小企業の健全な発展と育成に協力するよう努めるものとする。

(審議会の設置)

第１２条　町長の附属機関として、別海町中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第１３条　審議会は、次に掲げる事務を行う。

（１） 町長の諮問に応じ、中小企業振興施策について調査審議し、及び意見を述べること。

（２） その他、中小企業の振興に関する事項について調査審議し、及び意見を述べること。

（組織）

第１４条　審議会は、委員 15 名以内をもって組織する。

２　委員は、学識経験者、中小企業者、消費者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。

（委員の任期）

第 15 条　委員の任期は、２年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 16 条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 17 条　審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第 18 条　この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附　則

この条例は、平成 21 年４月１日から施行する。

厚 岸 町 長

若狭　靖　　様

要　望　書

２００９年4月

厚岸町商工会

北海道中小企業家同友会　釧路支部厚岸地区会

「厚岸町中小企業振興基本条例」制定への要望書

２００９年４月
厚岸町商工会
北海道中小企業家同友会　釧路支部厚岸地区会

１、提案趣旨～中小企業と地域を元気にする新しい協働を求めて～

北海道企業の９９％以上を占め、北海道経済と雇用の主要な担い手である中小企業は、公共事業の減少、個人消費の低迷などにより業況が悪化し、事業所数も減少しています。しかし、全国でも最悪といわれる厳しい経営環境の中でも、中小企業は経営指針の確立や人材育成などで難局を乗り越え、地域資源の見直しと活用により地域経済の活性化をはかる努力を続けています。それらの努力を全面的に支援する体制づくりが早急に望まれます。

このようなことから、北海道中小企業家同友会は、中小企業と地域を元気にするために地方公共団体の「中小企業振興基本条例」の制定に取り組んでまいりました。帯広市は２００７年４月に、札幌市は２００７年１２月に「中小企業振興基本条例」を制定しました。また、釧路市においても２００９年3月２５日の市議会で条例が可決され、２００９年４月１日から施行されています。別海町では、本年４月１日に町としては全国の自治体ではじめて条例が施行されました。中小企業の振興に関する、様々な施策推進の最上位規範としての性格を持つ「中小企業振興基本条例」の制定により、地方公共団体の中小企業振興策が大幅な変革を遂げることを私たちは期待しています。現在、厚岸町には中小企業に対する横断的な振興条例がありません。厚岸町の特性を活かした多様な中小企業の総合的な発展をはかる上で条例の制定が強く望まれます。

以上のことから、中小企業が厳しい経営環境を克服し、新しい企業が多数生まれ、地域経済の活性化と雇用を増やすために、「厚岸町中小企業振興基本条例」の制定を北海道中小企業家同友会釧路支部厚岸地区会と厚岸町商工会は共同で要望するものです。

１９９９年に大幅改正された中小企業基本法は、第３条（基本理念）で「中小企業については、（中略）新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、（中略）その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。」と謳い、第６条で「地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」としています。私たちの要望は、中小企業基本法の精神にも合致するものだと考えています。

２、「厚岸町中小企業振興基本条例」に盛り込んでほしいこと

この「基本条例」は、中小企業の振興に関する様々な施策推進の最高規範と位置づけられ、以下のことが盛り込まれることが大切だと考えております。

（１）前文や目的の中に、厚岸町の主要産業である農業や漁業と同様に、中小企業が地域を支え地域に支えられている存在であることを明記し、中小企業の振興は地域経済の発展と町民生活全体に関わるものであることを具体的に謳う。
（２）中小企業が地域で果たしている役割にふさわしく発展できるための基本方針と基本施策を明確にすることです。その場合、中小企業の振興は、中小企業の創意工夫と自主的な努力を尊重し、国や道、他の機関の協力を得ながら推進することを明文化する。
（３）地域経済と中小企業の振興をはかるための町の努力、中小企業者の努力、大企業者、町民の理解と協力を明文化する。
（４）町は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、地元中小企業者の受注の機会の増大に務めることを明文化する。
（５）中小企業は自らの努力で、経営基盤を強化し、経営環境の変化に適応する努力を明文化する。
（６）大企業者には地域社会を構成する一員としての自覚を促し、町が実施する中小企業振興策に協力し、地域経済を発展させるために寄与することを明文化する。
（７）町は、学校教育における生徒の職業観の醸成をはかるために、職業体験などの教育計画を盛込むことを明文化する。

３，中小企業振興策の策定と推進を実際に担う「中小企業振興会議」（仮称）を設置することを望む

中小企業振興にとって大切なことは、現場の知恵と力を結集することです。国、北海道、町に対する提言・要望が陸続と出てきて、学識経験者、中小企業者、大企業者、町民、行政関係者との協働がいかんなく発揮され、実践に移されることが望まれます。そのための要となる「厚岸町中小企業振興会議」（仮称）の設置が必要だと考えます。

以上の提案は同友会や商工会ばかりではなく、厚岸町、学識経験者、他の経済諸団体などが連携して知恵を出し合い、検討していく課題だとも考えております。　以上提案いたしますので、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

厚岸町中小企業振興基本条例（案）

前文

本町は天然の良港厚岸湾を有し、漁業を中心に釧路・根室の経済の中心としての役割を担ってきた。また、町内事業所のほとんどを中小企業が占め、その成長と発展の多くは、先人たちのたゆまざる努力によって築き上げられたものである。経済活動の全般にわたって重要な役割を果たしてきた中小企業の存在は、町民の生活と切り離すことのできない重要な位置づけを担ってきた。

しかし近年、社会構造の変化に伴い、本町の中小企業は事業活動の再検討や、方向転換の必要性に迫られるなど極めて厳しい経営環境にある。

そのため、これまで経済活動の全般にわたって重要な役割を果たし、雇用の確保・拡大、所得の向上、消費生活の安定・安全など町民生活の向上に寄与してきたが、活力の低下が懸念される。

地域産業の発展に重要な地位を占める中小企業の発展が厚岸町の発展に欠かせないものであることの理解を、町、事業者、経済団体、そしてすべての町民が共有し、地域の発展に資するためこの条例を制定する。

（目的）

第1条　この条例は、本町における地域産業の発展に果たす中小企業の重要性にかんがみ、中小企業の振興に関して基本となる事項を定めることに　より、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もって地域経済の発展及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）　中小企業者　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定めるところによる。

（2）　中小企業者等　中小企業者、事業協同組合、企業組合、その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体をいう。

（3）　大企業者　中小企業者以外の会社及び個人であって事業を営むもの
をいう。

(基本方針)
第3条　中小企業の振興は、町が中小企業の自主的な努力と創意工夫を尊重し、その特性に応じた総合的な施策を町民、企業及び関係する団体と町が　連携のもとに一体となって推進することを基本とする。

(基本的施策)
第4条　町は、第1条の目的を達成するため、前条の基本方針に基づき、次に掲げる施策を行うものとする。
(1)　中小企業の経営基盤の強化を助長し、経営の向上及び改善、資金供給の円滑化を図ること。
(2)　中小企業の経営の革新及び創業の促進を図ること。
(3)　中小企業の人材の確保及び育成を図ること。
(4)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

(町長の責務)
第5条　町長は、前条の規定に基づき、地域の中小企業関係団体及び町民等の理解、協力を得ながら中小企業振興のための指針を定めるものとする。
2　町長は、国、北海道その他の公的団体等と連携し、中小企業者等に対する支援など必要な施策を講じなければならない。

(町からの受注機会の増大)
第6条　町は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の受注機会の増大に努めるものとする。

(児童･生徒の勤労観等の醸成)
第7条　町は、学校教育における勤労観及び職業観の醸成が中小企業の人材の確保及び育成に資することにかんがみ、児童･生徒に対する職業に関する体験の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。
2　中小企業者等は、児童･生徒に対する職業に関する体験の機会の提供に協力するよう努めるものとする。

(中小企業者等の努力)
第8条　中小企業者等は、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的に経営の向上及び改善に努めなければならない。
2　中小企業者等は、町が実施する中小企業振興策に協力するよう努めるものとする。
3　中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

（中小企業に関する団体の役割）
第9条　中小企業に関する団体は、中小企業 の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が行う中小企業振興策に協力するよう努めるものとする。

（大企業の役割）
第10条
大企業は、地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚するとともに、中小企業者等との連携･協力に 努めるものとする。
2　大企業は、中小企業の振興が本町経済の発展において果たす役割の
重要性を理解し、町が実施する中小企業振興策に協力するよう努めるものとする。

（町民の理解と協力）
第11条　町民は、中小企業の振興が町民生活と地域社会の安定に果たす役割を理解し、中小企業の健全な発展と育成に協力するよう努めるものとする。

（中小企業振興会議の設置）
第12条　町長の附属機関として、厚岸町中小企業振興会議を置く。

（所掌事務）
第13条　中小企業振興会議は、次に掲げる事務を行う。
（1）町長の諮問に応じ、中小企業振興施策について調査審議し、及び意見を述べること。
（2）その他、中小企業の振興に関する事項について調査審議し、及び意見を述べること。

（組織）
第14条　中小企業振興会議は、委員15名以内をもって組織する。
2　委員は、学識経験者、同友会、商工会、町、消費者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。

（委員の任期）
第15条　委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）
第16条　中小企業振興会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
2　会長は、中小企業振興会議を代表し、会務を総理する。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）
第17条　中小企業振興会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
2　中小企業振興会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）
第18条　この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附　則
この条例は、平成22年4月1日から施行する。

釧路・根室管内各自治体の中小企業振興基本条例制定へ向けた運動のあゆみ

==========釧路支部==========

釧路市

・2006/ 6/16　中小企業憲章学習ハンドブック輪読会

・2006/ 7/20　釧路市、釧路商工会議所、同友会プロジェクトメンバーとの意見交換①

・2006/ 7/ 6　現状の条例、私たちが望む条例について

・2006/ 8/17　中小企業憲章ハンドブック輪読会、振興基本条例制定運動の目的・確認

・2006/ 8/30　釧路市、釧路商工会議所、同友会プロジェクトメンバーとの意見交換②

・2006/ 9/12　議題「地方自治体職員の行動原理と条例制定への方途」
＜講師＞釧路公立大学　教授　小路行彦氏

・2006/10/ 4　議題「釧路市産業再生事業化プログラムを分析する」
＜講師＞釧路公立大学　教授　小路行彦氏

・2006/10/23　釧路市産業再生事業プログラムを読む、懇親会
釧路市、釧路商工会議所、同友会プロジェクトメンバー意見交換③

・2006/11/13　議題「釧路市産業再生事業プログラムを読むか」
＜講師＞釧路公立大学　教授　小路行彦氏

・2006/12/19　議題「もし、釧路が100人の村だったら」～経済・人・中小企業
＜講師＞釧路公立大学　教授　小路行彦氏

・2007/ 1/22　議題「釧路市の財政を読む」～他都市との比較と財政逼迫の原因を探る～
＜講師＞釧路公立大学　講師　下山　朗氏

・2007/ 2/26　議題「釧路市の財政を読む　パート２」～特別会計について～
＜講師＞釧路公立大学　講師　下山　朗氏

・2007/ 4/ 3　議題「釧路市の借金はなぜ膨らんだのか。返済できるのか」
＜講師＞釧路公立大学　講師　下山　朗氏

・2007/ 5/24　議題『釧路市は夕張から何を学ぶべきか」
＜講師＞釧路公立大学　講師　下山　朗氏

・2007/10　　商工会議所会頭と支部長が会談。制定運動を一緒に進めることで合意

・2007/10/5　釧路市幹部と懇談

・2007/11/19　条例制定プロジェクト会議

・2008/2/21　　議題「元気な企業、地域をつくろう」～帯広市中小企業振興基本条例の制定で地域が変わった～
＜講師＞北海道中小企業家同友会帯広支部　副幹事長　渡辺　純夫氏

・2008/4/15　　条例制定プロジェクト会議
議題「同友会が提唱する新条例と現行条例の差はここにある」

・2008/6/24　　条例制定プロジェクト会議
議題「釧路市の中小企業振興策の現状について」
＜講師＞釧路市経済部　商業労政課長　高木　亨氏

・2008/6/27　　帯広市産業振興会議視察
＜参加者＞福井・森川・太田・続木

・2008/7/15　　釧路支部政策セミナー
議題「どうすれば釧路経済は活気づくか」
＜報告＞（株）春光堂薬局　　専務取締役　　続木　敏博氏
北泉開発（株）　　取締役　　曽我部　元親氏
釧路西部自動車（有）取締役会長　　本城　　洋氏

・2008/10/5　　条例制定打ち合わせ会議

・2008/10/14　　条例ワーキング
＜参加者＞米木

・2008/11/10　　中小企業振興基本条例を考えるための地域活性化フォーラム
テーマ「小粋なまちで凱歌をあげよう」
＜報告＞ 釧路支部　　政策委員長　　福井克美氏
釧路公立大学　　学長　　小磯修二氏
釧路全日空ホテル　　総料理長　　楡金久幸氏
釧路消費者協会 会長　　小笠原和子氏

・2009/3/24　市議会で可決

・2009/4/1　　条例施行

厚岸町

・2008/5/22　条例制定会議
議題「なぜ私たちは条例制定運動を進めるのか」
＜講師＞北海道中小企業家同友会　経営政策局長　西谷　博明氏

・2008/8/8　条例制定会議
議題「条例制定で地域はこう変わる」
＜講師＞北海道中小企業家同友会釧路支部　政策委員長　福井　克美氏
（トーワ計装（株）代表取締役）

・2008/11/12　条例制定会議
議題「中小企業振興基本条例を管内全ての自治体に」
＜講師＞北海道中小企業家同友会釧路支部　政策委員長　福井　克美氏
（トーワ計装（株）代表取締役）

・2009/3/19　条例制定会議
議題「厚岸町の中小企業振興策の現状を知る」

・2009/4/6　条例制定会議
議題：　①町長への要望書　内容の検討
②厚岸町中小企業振興基本条例文案の検討

・2009/4/21　条例制定会議
議題：　①町長への要望書　内容の検討
②厚岸町中小企業振興基本条例文案の検討

弟子屈町

・2008/5/22　条例制定会議
議題「なぜ私たちは条例制定運動を進めるのか」
＜講師＞北海道中小企業家同友会　経営政策局長　西谷　博明氏

・2008/8/6　条例制定会議
議題「条例制定で地域はこう変わる」
＜講師＞北海道中小企業家同友会釧路支部　政策委員長　福井　克美氏
（トーワ計装（株）代表取締役）

白糠町

・2008/12/10　年末例会
議題「住みよい街づくりを考える」
＜講師＞北海道中小企業家同友会釧路支部　政策委員長　福井　克美氏
（トーワ計装（株）代表取締役）

浜中町

・準備中

鶴居村

・準備中

標茶町

・準備中

==========根室支部==========

根室市

・2007/5/28　　中小企業家しんぶん
「帯広市中小企業振興基本条例を制定」
「中小企業憲章学習のポイント」輪読

・2007/6/11　　「墨田区の商工行政に学ぶ」輪読
全研第１５分科会報告　墨田区産業経済課長　高野　祐次　氏

・2007/7/18　　「墨田区の商工行政に学ぶ」輪読
全研第１５分科会報告　墨田区産業経済課長　高野　祐次　氏

・2008/2/5　　条例制定会議

・2008/5/21　　条例制定会議
議題「なぜ私たちは条例制定運動を進めるのか」
＜講師＞北海道中小企業家同友会　経営政策局長　西谷　博明氏

・2008/7/3　　条例制定会議

・2008/8/6　　条例制定会議

・2008/12/5　　条例制定会議
議題「条例制定で地域はこう変わる」
＜講師＞北海道中小企業家同友会釧路支部　政策委員長　福井　克美氏

・2009/4/2　　条例制定会議

==========南しれとこ支部==========

中標津町

・2006/1/18　条例制定会議

・2006/1/25　条例制定会議

・2006/3/2　条例制定会議

・2006/7/4　条例制定会議
同友会条例制定メンバー・商工会議所・中標津町

・2007/3/20　条例制定会議
同友会条例制定メンバー・商工会議所

・2007/12/4　条例制定会議
同友会条例制定メンバー・商工会議所

・2008/2/4　条例制定会議
議題「中標津町の財政はどうなっているのか」
＜講師＞釧路公立大学　講師　下山　朗氏

・2008/11　町長、施政方針演説で条例制定表明

別海町

・2008/2/13　条例制定会議

・2008/2/26　条例制定会議
議題「中標津町の条例制定運動の取り組み方」
＜報告＞（有）今野電工　代表取締役　今野　慎也氏

・2008/3/3　地区会例会
テーマ「元気な企業、地域をつくろう」
＜講師＞北海道中小企業家同友会帯広支部　幹事長　岩橋　浩氏

・2008/3/18　条例制定会議
議題「なぜ私たちは条例制定を進めるのか」
＜講師＞北海道中小企業家同友会　経営政策局長　西谷　博明氏

・2008/5/27　条例制定会議
議題「なぜ私たちは別海町に中小企業振興基本条例の制定を求めるのか」
＜資料＞別海町中小企業振興基本条例制定への提案

・2008/8/11　　条例制定会議

・2008/8/22　　条例制定会議

・2008/10/1　　条例制定会議

・2008/10/22　　条例文案作成会議

・2008/1/22　　条例提案書を町長に「提出

・2008/3/18　　町議会で条例可決

・2008/4/1　　条例施行

標津町

・準備中

羅臼町

・準備中

会員増強は豊かな社会創造の力

2010年5万名会員をめざして　61

中小企業振興基本条例で会員拡大
酪農の里、別海町で条例制定

北海道

北海道東部の別海町でこのほど、中小企業振興基本条例が制定され、四月から施行されることになりました。二〇〇七年十一月に発会した「南しれとこ支部別海地区会」（寺井範男会長）と商工会が連携した粘り強い条例制定運動が奏功しました。北海道では帯広市と札幌市が施行されていますが、別海町で立法化されると、新たな条例づくりでは町村では全国でも初の施行になります。別海地区会は条令制定運動を梃子に会員拡大を進め、五十二名の経営者が入会して企業組織率は二〇%を超えました。



別海町の位置
（町のHP・http://betsukai.jp/）より

別海町は、十二万頭の牛が広大な牧場に放たれ、生乳が四十六万トン生産される日本一の大型酪農地帯です。

面積は四国の香川県とほぼ同じですが、人口は一万六千人と人より牛の数が多い最果ての町です。摩周湖の伏流水を集めた清流が草原を走り、バイカモが淡い花弁を水面に揺らします。秋にはベーリング海で脂肪をたっぷり蓄えた鮭が背びれを突き上げながら浜に押し寄せます。

別海は酪農と漁業の町です。

地区会発会式の来賓としてあいさつに立った水沼町長は、「同友会の条例制定運動に共感する。条例を制定して町の経済政策の中軸に中小企業振興策を据えたい」と語りました。


南しれとこ支部別海地区会発会式風景(2007.11)

同友会と商工会さらに町も連携

発会式での町長の発言が追い風になり、同友会と商工会が一緒になって集中的に勉強会を重ね、昨年の四月からは町の産業振興部も加わり条例の原案づくりを進めました。



発会を喜ぶ地元の小学生のバンド

運動の中心を担った寺井範男会長は、「発会式の時に、雇用している社員の人生に責任を持つ企業づくり目指そう、私たちを育ててくれた故郷の発展のために同友会を通して恩返しをしようと提案した。条例制定運動はその方針に合致する。制定運動を進める同友会の理想が地元の中小企業家から支持され、会員数も五十二社まで増えたのだと思う。同友会に入会して条例を制定しよう、地域を守ろうと入会を呼びかけた」と語っています。

条例は十八項目で構成され、首長が選挙で替わっても中小企業政策の連続性を担保することが明記されるなど、別海町の経済政策は中小企業を支援する方向に大きく転換することになりました。

条例制定運動に弾み

一九九九年に国の中小企業基本法が変わり、地方公共団体は独自の中小企業振興策を策定して実施する責務を負うことになりました。

新たな条例づくりとしては、町村では初めて制定に漕ぎ着けた別海地区会の動きは、全国の町村レベルの条例制定運動に弾みをつけることになると期待が高まっています。


▲牧草の収穫

◀牧場にはタンチョウも訪れる

2009年（平成21年）3月15日　中小企業家しんぶん
条例制定へ向けた取り組み　37/38　2009/04/30　事務局作成

シリーズ・「中小企業振興基本条例」①

域内循環の促進を

～「釧路市中小企業基本条例」制定へ～

2008年9月10日、同友会の力強い働きかけが奏功し、伊東良孝前市長は中小企業基本条例制定を表明し、今年度中に制定されることが確実になりました。条例の制定により自治体の中小企業政策は大きな変革を遂げることになります。

釧路支部（亀岡孝支部長：460社）では、2005年から政策委員会が中心となり「釧路市中小企業振興基本条例制定プロジェクト」を発足しました。同友会、釧路市、商工会議所の3者での懇談や、釧路公立大学から学者を招聘し、市の財政状況と中小企業が置かれている現状の把握に努め、望ましい中小企業政策のあり方を探ってきました。

亀岡支部長が出席している釧路市商工業等振興審議会では、条例の前文と柱の検討が進められ、前文には以下の文言が盛り込まれています。

『釧路市は事業所のほとんどを中小企業が占めるまちであり、中小企業は雇用の主たる受け皿であるばかりでなく、その迅速な経営判断と行動力をもって域内に財を循環させる働き手として、すぐれた素材と技術をもって優位性のあるサービスを生み出すことで域外から貨幣を運んでくる稼ぎ手として、地元の人材を育成し、様々な団体と連携して地元を育てるまちづくりの担い手として、地域情報の送り手として、地域経済活性化の中核的な役割を担っています』

また条例の柱として、①中小企業者を中心とした条例構成を行うこと、②釧路市及び経済圏域は域外からの財の獲得が収支における大きな要素となっており、さらなる域外貨の獲得に努めること、③獲得した外貨の域内循環を活発にする産消協働の取り組みを徹底すること、④地域経済円卓会議を設置し、市民と事業者、研究機関、行政などが互いに連携を強め、地域全体で知恵を絞り、各々が経済の主体として互いに支えあうこと、⑤経済圏域はその時代ごと、産業の種類により変化するので条例においては柔軟な取り扱いをすることの5つを提示しています。



▲議場外で伊東前市長（右から4人目）と懇談した同友会役員

同条例制定運動の中心となって活躍している福井政策委員長は「条例の制定が最終目的ではない。形だけの条例ではなく活発に意見を出し合い、地域活性化を推進しなければならない。中小企業の発展なくして地域経済の振興はありえない」と強調しています。

昨年の12月22日より釧路市では釧路市中小企業基本条例素案に対するパブリックコメントを募集し、さらに検討を進めた上で釧路市議会に提出します。

（文責：小松邦洋）